

旧城南中学校物品せり売り・譲渡会実施要領

(令和7年12月実施)

龍ヶ崎市総務部管財課

1. 対象物件

対象物件は、「旧城南中学校に残っている物品」となります。ただし、工具等を使った撤去作業を伴う物(時計、黒板、空調機、放送設備等)は対象外となります。物品はすべて現状有姿での引渡しとし、キズや汚れ、一部破損がある場合もありますのでご了承ください。また、ピアノについては、特に資産価値が認められる物品であるため、せり売りにより買受人を決定します。

物品は、閉校時まで使用していましたが、従来の性能、安全を保証するものではありません。専門家の調整や一部修理を要する場合がありますが、修理費用等について本市は一切負担しません。また、家電や電子機器については、施設内が停電しているため、動作確認ができないことをご了承ください。

2. 日時・場所

以下の日程でせり売り・譲渡会を開催します。なお、1日目は龍ヶ崎市民のみが参加可能、2日目はどなたでも参加可能とします。

日 時 <<1日目>>

令和7年12月6日(土) 午前9時00分～午後3時00分(最終入場:午後2時30分)

◎龍ヶ崎市民のみ参加可

<<2日目>>

令和7年12月7日(日) 午前9時00分～午後3時00分(最終入場:午後2時30分)

◎市内外、個人・法人を問わずどなたでも参加可

※両日とも、小雨決行・荒天中止

場 所 旧城南中学校(龍ヶ崎市1736番地)

3. 入場・退場方法

建物内への入場口・退場口は旧城南中学校の昇降口となります。

入場方法

入場口で参加者の住所・氏名・電話番号を記入いただいた後に、館内に入場いただきます。

退場方法

譲渡を希望する物品及び点数を職員が確認した後に退場となります。なお、物品を持ち帰らない場合は、そのまま退場いただいて結構です。

4. 参加資格

参加者は次の要件を全て満たす者としてします。

- ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3の規定に該当しない者
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- ウ 実施要領に記載する事項を誠実に履行できる者
- エ 売買代金を納付可能である者(せり売りに参加する場合に限る)
- オ 古物商の許可を取得している者(転売を目的としてせり売りに参加する場合に限る)

5. 物品引渡し

- (1) すべての物品は、現状有姿にて引渡しを行います。このため、引渡し後の故障及び瑕疵について、本市は一切責任を負いません。
- (2) 運搬費用、その他引渡しに係る費用等は、すべて参加者の負担となります。
- (3) せり売りの場合は、後日送付する納入通知書にて契約保証金を差引いた金額を入金いただいた後に、本市が別途指定する日までに引き渡しを行います。
- (4) 譲渡の場合は、原則当日引き渡しとします。なお、物品の引渡しにあつては、施設退場口においてスタッフが物品及び点数を確認した後にお持ち帰りいただきます。

6. せり売り

(1) 実施要領の配布

配布期間：令和7年11月4日(月)～令和7年12月7日(日) 午前9時00分～午後5時00分

上記期間中に龍ヶ崎市総務部管財課で配布します。なお、土曜・日曜・祝日は配布しません。ただし、せり売り・譲渡会当日は現地にて配布します。

なお、実施要領は本市公式ホームページからダウンロードすることができます。

(2) せり売り対象物品(ピアノ)

せり売り対象物品は、閉校前に旧城南中学校で使用していたピアノ4点になります。

No	物品名	メーカー	品番	数量	設置場所	最低売却価格
1	グランドピアノ	ヤマハ	NO.G5	1	1F 多目的室	24,000 円
2	グランドピアノ	ヤマハ	NO.G5	1	2F 音楽室	8,000 円
3	グランドピアノ	カワイ	RX-2D	1	2F 音楽室	350,000 円
4	アップライトピアノ	ヤマハ	U3 M	1	2F 多目的室	71,000 円

※金額は税込み

(3) せり売りへの参加方法

上表に記載する物品のいずれかのせり売りに参加したい場合は、下記の日時・場所にて、せり売りへの参加受付を行います。

なお、せり売りへの参加を希望する方は、龍ヶ崎市公有財産売却に関する入札心得(別紙 1)

を遵守していただきます。

受付日時 令和7年12月6日(土)午後1時00分～午後1時30分

受付場所 旧城南中学校 1階多目的ホール(龍ヶ崎市1736番地)

※令和7年12月6日(土)に買受人が決まらなかったピアノについては、時間・場所含め同様の内容で令和7年12月7日(日)に再度せり売りをを行います。

<提出物>

- ① 誓約書(様式第1号)
- ② 委任状(様式第2号) ※せり売りに代理人が参加する場合
- ③ 入札等参加申込書兼入札保証金返還請求書(様式第3号)
- ④ 入札保証金(最低売却価格の100分の10に相当する額。現金でのお支払いとなります。なお、せり売り終了後、買受人の入札保証金は契約保証金に充当し、それ以外の参加者にはその場で入札保証金を返還します。)
- ⑤ 古物商許可証の写し ※転売を目的とする場合

(参考)入札保証金の額

No	物品名	メーカー	品番	数量	最低売却価格	入札保証金
1	グランドピアノ	ヤマハ	NO.G5	1	24,000 円	2,400 円
2	グランドピアノ	ヤマハ	NO.G5	1	8,000 円	800 円
3	グランドピアノ	カワイ	RX-2D	1	350,000 円	35,000 円
4	アップライトピアノ	ヤマハ	U3 M	1	71,000 円	7,100 円

(4)せり売りの流れ

①上記提出物を1階多目的ホールのせり売り執行者(市職員)に提出



②せり売りは No.1→No.2→No.3→No.4 の順に実施。ピアノごとにせり売り執行者(市職員)から声かけがあった後、「番号札」を預かる。



③せり売り開始

せり売り方法
・せり売り開始価格は、最低売却価格とし競い上げ方式とします。 ・参加者による金額の提示は、口頭で金額を宣言することにより行うものとします。宣言する金額は100分の10に相当する額を加算した金額(税込額)としてください。 ・宣言する金額は、日本円の百円単位とします。 ・金額を宣言する場合は、「番号札」を掲げ、せり売り執行者の指示の後宣言してください。なお、一度宣言した金額は、撤回できません。 ・せり売りの開始時は、せり売り執行者が番号札を挙げた者の中で最も若い番号の者に金額の宣言を指示しますので、その指示に従って宣言してください。以降、せり売り執行者の指示に従ってください。 ・参加申込者以外が宣言した金額は、無効とします。 ・せり売り執行者が買受人の決定を宣言するまでの間に、最高額を宣言した者を買受人と決定します。

(5) 買受人及び購入金額の決定

該当するピアノに対して、最高額を宣言した者を買受人とします。せり売り終了時点での提示金額(消費税及び地方消費税を含む。)を購入金額として、買受人が売買代金確認書(様式第4号)を作成するものとします。また、せり売り前に納入いただいた入札保証金は売買代金確認書の作成をもって、契約保証金に充当するものとします。

令和7年12月8日(月)以降、売買代金から契約保証金を差引いた額の納入通知書を発行し、買受人に送付します。

(6) 売買代金の支払い及び引渡し

- ① 別途指定する売買代金の納付期限内に、指定金融機関で納付を行ってください。
- ② 一度納付された代金は理由を問わず、返金しません。
- ③ 売買代金の納付確認後、ピアノの引渡しを行います。
- ④ 現状有姿での引き渡しのため、本市は一切の契約不適合責任を負わず、返品、異議の申し立てはできません。
- ⑤ ピアノの引渡し及び搬出等に係る費用については、全て買受人が負担することとします。
- ⑥ ピアノの引渡し及び搬出等については、本市職員は搬出のお手伝いはいたしません。
- ⑦ 引渡しの日程調整は、本市と調整を行い、指定する日までに必ず物品の引き取り及び移動を行ってください。
- ⑧ 引渡し時の運搬等における破損等については、本市は一切の責任を負いません。
- ⑨ 転売目的での購入の場合、物品に学校名等の記載があるときは、学校名等を抹消した写真を売却前に提出してください。

7. 物品譲渡会

(1) 日時・参加対象者

日 時		参加対象者
1日目	令和7年12月6日(土) 9:00~15:00	龍ヶ崎市民
2日目	令和7年12月7日(日) 9:00~15:00	市内外、個人・法人を問わずどなたでも参加可

◎転売目的の方は物品譲渡会への参加はできません。

(2) 対象物品

旧城南中学校に残っている物品(机・椅子、体育備品、楽器、理科教材、美術室物品、図書など)

物品の一部を市公式ホームページに掲載していますのでご確認ください。なお、物品の状態やどのような物品があるか等の問合せには対応できませんのでご了承ください。

注1) 工具を使って取り外す物(時計、黒板、空調、放送設備等)は譲渡の対象外となります。また、物品によっては持ち帰り不可と判断させていただく場合がありますのでご了承ください。

注2) 家電リサイクル法により、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等は廃棄の際に再資源化が義務付けられていますが、市では当該家電に係るリサイクル処理券(家電リサイクル券)を保有していません。そのため、譲渡を受けた方が当該家電を廃棄する際は、ご自身でリサイクル料金を負担のうえ、適正な処理ルートにより廃棄していただく必要があります。

(3) 譲渡点数

広く市民に旧城南中学校の物品をお持ち帰りいただくため、譲渡品の点数に制限をかけさせていただきます。

品 目	譲渡点数
物品	お一人様5点まで
図書	お一人様10点まで

(4) 譲渡方法

譲渡を希望する物品を退場口に運び、職員が物品の確認を行った時点で、譲渡成立となります。原則、先着順となりますが、欲しい物品が競合した場合は当事者間で話し合ってください。

(5) 物品の引渡し

- ① 現状有姿での引渡しとなり、引渡し後の返品、異議の申し立てはできません。
- ② 物品は原則当日にお持ち帰りいただきます。
- ③ 物品の引渡し及び搬出等に係る費用については、すべて参加者負担とします。
- ④ 物品の引渡し及び搬出等につきまして、本市職員は搬出のお手伝いはいたしません。
- ⑤ 引渡し時の運搬等における破損等について、本市は一切の責任を負いません。

8. その他

- 旧城南中学校は電気・水道・ガスが停止しています。
- 会場内は照明が点きませんので、会場内を移動の際、足下には十分ご注意ください。また、室内の物品確認が困難な場合がありますので、必要に応じて懐中電灯等をご持参ください。
- 会場内では水道が使えないため、手洗いやトイレの使用はできません。
- 物品運搬は参加者自身で行う事になりますので、必要に応じて台車等をご持参ください。
- 事前の下見や予約、物品に関するお問合せには対応しません。
- 会場が混雑した際は、入場者数の規制をさせていただく場合があります。
- 立入禁止区域には立ち入らないでください。
- 職員の指示に従わない、会場内の秩序を乱す行為があった場合は退場していただきます。
- 災害等が発生した際は、非常放送設備が使えないため、職員が避難誘導等を行いますので、職員の指示に従ってください。
- 譲渡会、せり売りの結果は、参加者の氏名等個人を特定する情報を除き、公表する場合があります。

9. 問合せ先

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地

龍ヶ崎市総務部管財課 再生戦略グループ

電話 0297-60-1533 メール kanzai@city.ryugasaki.lg.jp